

**「広島県地域福祉支援計画（素案）」に係る県民意見募集
（パブリックコメント）の結果について**

1 意見の件数等

26 件（5 人，1 団体）

2 県民意見募集（パブリックコメント）における意見と県の考え方等について

（1）第1章 広島県地域福祉支援計画の概要に関すること

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	<p>「1 趣旨」において、</p> <p>① 「地域とのつながりが薄まる」とあるが、家族，職場，学校においても同様である。</p> <p>② 「発見されず」とあるが，発見されても十分な対応をしてもらえない場合もある。</p> <p>③ 「福祉制度では対応できない」とあるが，制度だけ，住民活動だけでも対応できない。住民当事者や住民活動を支える制度が必要である。</p>	<p>① 家族・職場・学校においても同様にそうした状況であることを認識しております。</p> <p>② 発見されていないだけでなく，発見しても支援につながっていないケースがあるため，本文3ページに示している通り，「日常生活上の困り事を抱える方々を早期に発見し，相談を漏らさず受け止め，解決につながる…」を目指す姿としております。</p> <p>③ 制度に加え，制度だけでは解決できない課題を住民や地域の力で解決することが必要であると考えています。</p> <p>今後取組を実施する中で，ご意見を踏まえながら進めてまいります。</p>	1.3
2	<p>広島県の地域特性を踏まえた計画の位置付けが必要であり，生活困窮世帯，一人暮らし世帯，外国人世帯，中国帰国者世帯，LGBT世帯等，世帯類型も記述が必要である。また，市街地，周辺地域等地域類型，高齢化率の高い団地，集合住宅等住居類型も記述が必要である。</p>	<p>「広島県地域福祉支援計画」は，市町計画及び市町の取組を支援するものであるため，本計画において地域特性を細かく示してはいませんが，今後市町の取組を実施する中で，地域特性を考慮しながら進めてまいります。</p>	2

（2）第2章 基本理念・目指す姿に関すること

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
3	<p>基本理念の「自分らしく」は，より自分ごととして考えてもらうために，「自分らしい人生で」としてはどうか。</p>	<p>「自分らしく」という表現の中に，そのような概念も含まれております。</p>	3
4	<p>「相談を漏らさず受け止め」というのは，不可能であり，現実的ではない。支援者側の記述であり，窓口が全て受け止め，解決することではなく，家族・親戚，近隣，友人知人，当事者会，地域の世話人，職場等で，何とかできない困り事を受け止めるのが窓口の役割である。以降，文中に「漏らさず」という表記が多用されており，気になる。</p>	<p>身近で解決できなかった課題を，確実に支援につなげていくことを目指しており，その趣旨を踏まえて「漏らさず」という表現を使用しています。</p>	3

(2) 第2章【続き】

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
5	<p>「3 目指す姿の実現に向けた方策」の図において、「孤立した者や障害者など」ではなく、「何らかの生活困難な状態にある者」をまず明記してほしい。</p> <p>また、下部の矢印は、既に体制の充実・関心層への拡大に取り組んでいるところもあるので、もう一つ矢印が必要である。住民活動は、「～年後」の枠組みに収まるものではない。</p>	<p>具体的なイメージを持っていただくため、「孤立した者や障害者など」と表記しております。</p> <p>5年後・10年後の矢印については、あくまで目指す姿に向けた仮説であり、すべての市町に当てはまるものではありません。また、目指す姿の実現に向けて、5年後・10年後に検証する際の指標として示しているものです。</p>	3
6	<p>重層的なセーフティネットイメージ図について、</p> <p>① 10年後を目安にしてもよいが、支え合いの福祉文化を根付かせ、持続させていくためには、「～年後」という区切りはなく、永続である。(他1件)</p> <p>② 基本となる自助・互助をどう見守り、支えるかということを強調すべきであるため、「自治会域」の上に、「世帯、近隣」層が必要である。</p> <p>③ 市町村合併で、小学校の統廃合が加速しているが、住民生活の基礎単位は身近な旧小学校区域のままであるため、「小学校区域」には、旧小学校区域も併記したほうが良い。</p> <p>④ 「切れ目のない」とは、支援者の立ち位置であり、支援される方は息が詰まってしまふ。必ずしも解決を求めているのではなく、大方は、むしろ話だけでも聞いてもらいたいのである。縦軸は、時、場所、ヒトを選ばない必要に応じた緩やかな連携、ネットワークである。</p> <p>⑤ 横軸は、専門職、関係機関が主役ではなく、住民当事者、住民組織を支えるための即応的な連携である。専門職、関係機関が活動事業を住民組織に下すという場面が多いので留意する必要がある。</p>	<p>① 永続する、不変的なものとしては、基本理念として掲げております。その基本理念に基づいて、5年後・10年後の目指す姿を設定しています。</p> <p>② 世帯・近隣では、自助・公助の支え合いは難しくなっているため、多様な主体が連携して支え合う仕組みを自治会域で取り組んでまいります。</p> <p>③ 細かく表記すると複雑化するため、イメージ図においては小学校区としております。</p> <p>④ 悩みを抱えている人を、すべて無理やり支援につなげるというわけではなく、今までは相談をしても支援につながらなかった人を、漏らさず確実に支援につなげていくネットワークを目指しています。</p> <p>⑤ 今後、取組を進めていく中で留意してまいります。</p>	4
7	<p>住民は、専門職と一緒にアウトリーチしている現状があること、専門職だけが行うことではなく、また、今後一層、住民と専門職の協働を推進していく必要があるため、【アクティビティ】の「住民」、「専門職」の表記が「気づき…～地域支援」という項目に連動して表記してあるが、「住民・専門職」というように併せた記載にしていきたい。</p>	<p>専門職のアクティビティにも「気づき・見守り合い支え合い・参加・参画」があるため、「住民」と表記しているところを「住民・専門職」に記載を修正します。</p>	5

(3) 第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくりに関すること

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
8	<p>計画の施策体系において、</p> <p>① 「(3) 地域の担い手の養成」について、養成しっ放しではなく、できるだけ長く関わってもらうために、定期的な振り返りと活動支援が必要であるため、「地域の担い手の養成・継続支援」にしてはどうか。</p> <p>② 「(4) 住民の学習機会の充実」は「住民の地域福祉学習機会の充実」にしてはどうか。地域福祉を強調したほうが良い。または、支え合い学習でも良い。</p> <p>③ 「(5) 学校教育における福祉教育」は、「学校教育における地域福祉教育」にしてはどうか。または、支え合い福祉教育でも良い。</p> <p>④ 「(4) 社会福祉法人による」とあるが、「公益法人による」にしてはどうか。地域公益活動は、社会福祉法人だけの取り組みに留まるものではなく、地域の様々な公益法人による取り組み、連携・協働した取り組みが求められている。</p>	<p>① 当該項目で記載している内容には、地域で活動する人材を継続して養成する趣旨を含んで表現しております。県としては、養成支援を継続して実施することとしております。</p> <p>②・③ 第5章における取組は、地域福祉を推進するための施策であり、すべて地域福祉に係るものとしております。</p> <p>④ 当該項目で記載している内容は、あくまで地域公益活動が責務とされている社会福祉法人に特化して表現しております。</p>	28
9	<p>男性に特化した意味ではないため、文中にある「キーマン」を「キーパーソン」に変更していただきたい。</p>	<p>キーパーソンに修正します。</p>	31
10	<p>(2) 地域支え合いネットワークの構築の現状に記載している、「本県では、～構築され、地域包括支援センター～」の地域包括支援センターの前に、「各市町において」を加えていただきたい。包括支援センター及び生活支援コーディネーターは各市町において設置及び配置されている。</p>	<p>「各市町において、県内 125 の日常生活圏域に～」に修正します。</p>	35
11	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）の配置については、各市町に配置できるだけの予算をつけてほしい。予算がつかない場合だと配置する団体の持ち出しか、市町行政の予算に頼らなければ、配置しないという選択になってしまう可能性が高いと予想される。</p>	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）の配置に係る予算については、国の補助（3/4）を活用することとしており、養成研修に係る経費は、県が予算措置をします。</p>	37

(3) 第4章【続き】

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
12	<p>「地域支え合いコーディネーター（仮称）」の役割が今一つ整理できない。他の職と名称が混同され、何が違うのかという説明が必要になる。</p> <p>コミュニティワーカーは、地域支援も個別支援も役割として行い、広島県ではこうした研修を永年重ねてきている。社協等のコミュニティワーカーの充実配置や既存配置の役割・機能充実による再配置を考える方が現実的である。</p> <p>生活支援コーディネーターは、第1層は地域支援を主に、第2層で個別支援や地域支援をコミュニティワーカーと協働して取り組んでいる。</p> <p>限られた財源と人材の中で、併せて、そのための養成研修を体系的に整備することに施策化するべきだと考える。</p> <p>(他1件)</p>	<p>「地域支え合いコーディネーター（仮称）」は個別支援と地域支援を担う専門職であり、すでに同じような役割を担っている専門職が活動している市町については、その専門職を地域支え合いコーディネーター（仮称）として位置付けるなど、市町の実情に応じて配置していただければと考えております。</p> <p>県としては、市町の実情に応じた人員配置を視野に入れながら、養成研修を実施してまいります。</p>	37. 38
13	<p>「(2) 地域支え合いネットワークの構築」の成果指標として、市町数と設定しているが、市町数ではなく、日常生活圏域数や小学校区数（旧小学校区数）がよい。市町村合併で行政区域が拡大しているため、身近な単位数の方がイメージしやすい。</p>	<p>この成果指標は、市町ごとに1つの大きなネットワークを構築し、地域福祉計画に位置付けていただくために定めたものです。</p>	37
14	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）の養成については、個別支援・地域支援をすでに実践している専門職との連携及び活用にも考慮してほしい。</p> <p>図を見ると、地域支え合いコーディネーター（仮称）と地域支え合いセンター生活支援相談員が横並びになっており、今後、地域支え合いセンターが終了することを考えると、単純にスライドさせるだけに感じてしまい、地域支え合いコーディネーター（仮称）に特化した研修等にならないように考慮してほしい。</p>	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）は必ずしも新たな人員を配置するというわけではなく、個別支援・地域支援をすでに実践している専門職の活用も視野に入れております。そのため、研修は対象を限らず、幅広く実施することを検討しております。</p>	38
15	<p>次頁の「市町域における包括的な相談支援体制の構築」の内容とも関連してくるため、図中の市町域×個別支援の枠欄に、相談支援員（生活困窮）を加えてはどうか。</p>	<p>市町域×個別支援の枠欄に、「相談支援員」を追記します。</p>	38

(3) 第4章【続き】

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
16	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）は、研修を受けるだけでは、ただの頭でっかちの評論家にしかならない。専門性は実践を通して身につくものであり、特に「地域づくり」は長い年月をかけ、地域のエンパワメントの視点で住民のモチベーションを高めていかなければならない。そのため、専門性の高い職員が必要となるが、現実には、一人では担当しきれないような数の地域を担当する、他業務との兼務など、地域の伴走者として無理が生じている。</p>	<p>実際に活動しておられる生活支援コーディネーターなど既存の専門職を「地域支え合いコーディネーター（仮称）」として養成していきたいと考えております。</p> <p>また、活動する中で業務過多などの無理が生じないように、重層的なセーフティネットを構築することとしており、来年度モデル事業として実施いたします。専門職同士の連携やかかわり方については、モデル事業の効果を検証する中で整理していきたいと考えています。</p>	38
17	<p>地域支え合いコーディネーター（仮称）の配置に伴い、令和2年度広島県福祉関係予算のうち、地域共生社会推進事業で計上している予算の約8割が県社協担当部局の人件費となっているが、本気で地域づくりを進めたいのであれば、県社協ではなく、市町社協へ予算措置を行うべきである。</p>	<p>県社協に支援員を配置して、市町や市町社協を支援することとしております。</p>	38
18	<p>生活保護、教育、公営住宅は、制度やサービス等の表記であり、文書の内容や現状に合わせるよう「～生活保護、教育、公営住宅、就労等の課題を解決するため～」を「～経済的困窮、子育て、住まい、就労等の複合的な課題を解決するため～」に変更していただきたい。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえて「～経済的困窮、子育て、住まい、就労、ひきこもり等の課題を解決するため～」という表記へ変更します。</p>	39
19	<p>公と民の特性を踏まえたうえで、住民協働に主体を置いた地域福祉活動計画との連携は不可欠と考えられる。また、地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことを踏まえ、省庁横断の取組を含め福祉の分野別計画や関連計画の総合化や包括化を図る視点が求められるため、地域福祉計画の策定において、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互連携する場づくりや、市町の総合計画・介護保険計画等の関係制度・計画との総合化・包括化を進める必要性について、明記していただきたい。</p>	<p>広島県地域福祉支援計画は、市町の取組を支援する計画であるため、本計画においては明記しませんが、市町が計画を策定する際や、取組を進める際には、地域福祉活動計画と連携したものとなるよう、支援してまいります。</p>	40

(4) 第5章 地域福祉を推進するための諸施策に関すること

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
20	<p>当事者の声・ニーズに基づいた支援が必要であるとともに、支えられる側が支える側に回る出番と役割づくりが不可欠である。また、ひきこもり支援や認知症の人の支援等は当事者・当事者家族同士が集う場づくりなしには成り立たず、計画的に進める必要があると考える。生きづらさを抱えている人や困りごとを抱える人同士が相談でき、経験をもとに同じ立場の人の支援活動を進める場づくりや社会参画、活動展開（自助グループや家族会等）を支援する必要性について盛り込んでいただきたい。</p>	<p>ひきこもり支援や認知症の人の社会参画や活動展開の支援については、それに限らず、全てにおいて必要であると認識しておりますが、具体的な取組については地域の実情によって異なるため、今後の取組の中で検討してまいります。</p>	41
21	<p>「(5) 学校教育における福祉教育の推進」の成果指標として、福祉教育推進校による取組市町数を設定しているが、市町数ではイメージしにくいいため、学校数や小学校区（学校のない旧小学校区）数がよい。</p>	<p>福祉教育が取り組まれている市町もあることから、全ての市町において取組が進められることを指標とします。</p>	44
22	<p>住民学習や福祉教育には、当事者との出会いや寄り添いととも、抱えている地域生活課題への対応が求められており、地域には既にある様々な学びの機能を整理するとともに、多者・多世代等の地域共生の要素を具体的な場を設定し発展させる必要があるため、住民学習や福祉教育は、協働のプラットフォームの取り組みと運動させながら、当事者参画や学びのプログラム創出が取り組まれるよう、具体的施策を盛り込んでいただきたい。 （多者・多世代型福祉教育の取り組みのようなイメージ）</p>	<p>福祉教育は、子供一人ひとりが「地域で共に生きる」という意識を持ち、行動につなげていくことを目的とするため、各市町の地域の実情に応じて、福祉教育の内容を検討することが望ましいと考えております。 住民学習や福祉教育と、プラットフォームとの連動も視野に入れ、モデル事業の中で検証してまいります。</p>	44
23	<p>避難行動要支援者対策の推進の達成目標にある、「社会福祉施設関係団体との協力関係市町数」に「何の」協力関係市町数なのか文言を追加していただきたい。 〔個別計画？福祉避難所？〕</p>	<p>災害時の物資運搬や施設の開放など、市町から要請があった際に協力する関係が構築されていることを達成目標としています。そのため、表記としては、「災害時の協力関係構築市町数」と変更します。</p>	48
24	<p>後段の「生活困窮など複雑な問題に対応する」のであれば、専門員でなければ難しいため、○の2つ目に記載の「福祉サービス利用援助事業（かけはし）を担う生活支援員が、…」は、「専門員」に修正してはどうか。</p>	<p>「専門員」に修正します。</p>	52